

日本外交文書

大正十二年 第一冊

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的發展について、客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年 四月

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊は、それぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 对中国関係事項

(三) 主として欧州大戦戦後処理、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日附により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等を行われていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正十二年の本書は同年中に展開された関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、对中国関係文書は専ら第二冊に、また欧州大戦戦後処理事項の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

目次

一	米 国ニ於ケル日本人移民排斥問題	一
1	移民制限法案関係	一
2	外国人土地法関係	一七
3	雑 件	七三
二	カナダニ於ケル日本人移民排斥問題	一一三
三	ブラジル移民関係	一七八
四	労働露国ノ内政ト対外関係	二〇五
五	日露国交回復交渉関係	二三五
1	後藤・ヨッフエ会談	二三五
2	川上・ヨッフエ非公式交渉	三七一
3	北京ニ於ケル予備折衝	四五三
六	極東露領ニ於ケル漁業問題	四九〇

七 東支鉄道管理問題……………五〇四

八 関東大震災関係……………五四九

 1 各国ノ救恤関係……………五四九

 2 中国人等被害関係……………六二六

 3 レーニン号問題……………六七五

附録 日本外交文書大正十二年第一冊日附索引

事項一 米國ニ於ケル日本人移民排斥問題

1 移民制限法案関係

一 一月三十日 在桑港矢田總領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

ジョンソンハ移民制限法案ヲ撤回シ次期議會

ニ提出スル意向ナル件

第三四号

(二月三十一日接受)

往電第一四号ニ関シ

一月三十日「ガイ」ノ追報スル所ニ依レバ第十一回日本人問題懇談会ニ於テ「マクラッチ」ハ「アルバート・ジョンソン」ヨリ同人ノ移民法案ハ条文ノ立案宜シキヲ得ズンテ不明瞭ノ点アルト且ツ一般ノ気受ケ宜シカラザルタメ通過ノ見込ナキニヨリ不日之ヲ撤回シ次回議會ニ提出スル考ナル旨ノ書簡ニ接シタル由語レル趣ナリ

在米大使へ電報セリ

二 二月二日 在米國佐分利臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

下院移民委員会内部ニ於ケル種々ノ移民制限

一 米國ニ於ケル日本人移民排斥問題 一二

法案ノ形勢ニ関スル情報報告ノ件

第六八号

(二月四日接受)

桑港總領事宛往電第四号ニ関シ

下院移民委員会内部ノ形勢ニ付委員長「ジョンソン」ト会见シタル当館諜報者ノ内報左ノ通

委員会内部ノ意見未ダ一致ヲ見ザルニ本會議ハ月余ニ閉会トナラムトスルニ到レル為「レーカー」「ペール」「フリッツ」「ボックス」等ノ制限論者ハ西部南部地方選出議員ニ与ヘタル口約ノ行懸リモアリ稍々焦躁ノ気味ニテ最近提出セラレタル「ペール」案(一月二十一日公第四四号郵報)ニ後援ヲ与ヘ時宜ニ依リテハ該案ニ修正ヲ加ヘテ急速本會議ニ報告セムト極力努メ(脱)語レリ同案ノ要點ハ移民ヲA B 兩級ニ區別シB級移民ニ対シ一九一〇年國勢調査ニ依ル在米各國移民數ノ二「パーセント」ニ六百ヲ加ヘタル「クォータ」ニ依ル制限ヲ設ケ渡米移民ニ対スル領事証明權ノ制度ヲ定メ領事ハ帰化權有ル外國人ニ対シテノミ該証明書ヲ發給スベシトナシ帰化權ナキ一切ノB級移民ハ米國入國ヲ